

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

令和元年7月17日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

東京都千代田区飯田橋1-5-10

教販九段ビル1階

ラディックス株式会社

本間 省三



産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4.に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

弊社はインターネットサービスプロバイダ事業者として中小企業向けにインターネット関連サービスの提供を行っており、インターネット関連の新サービス（以下「※1」と言います）として、電子契約が行えるサービスをリリースし、収益向上を目指したいと考えている。

(2) 生産性の向上又は新たな需要獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

従来の商習慣にて利用される紙媒体での契約行為から電子契約へ替えることで、電子契約利容赦は生産性の向上や業務フローの改善などが得られるため、以下の需要獲得が見込まれる。



2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：弊社

サービス利用者：弊社顧客

(2) 事業概要

<事業の流れ>

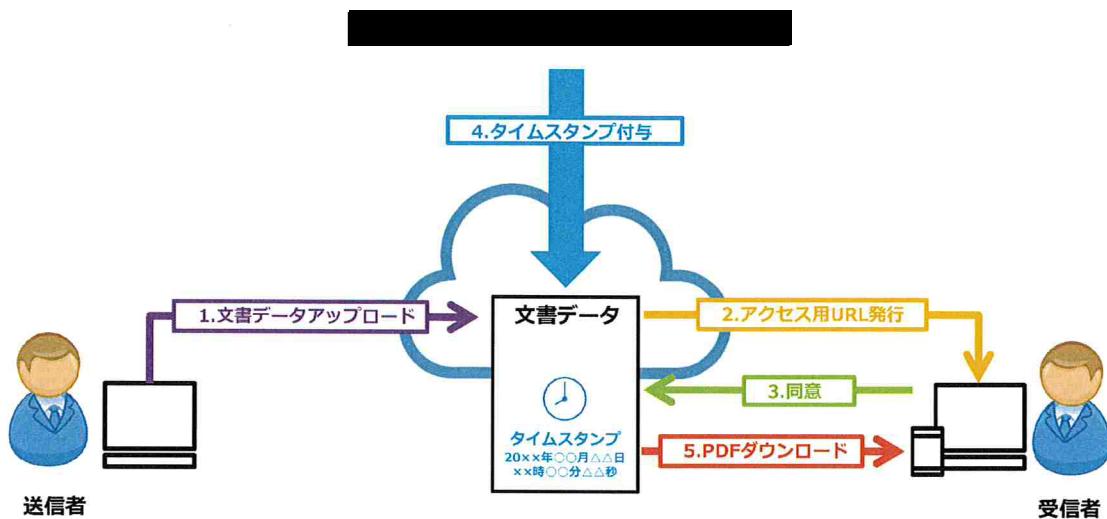
①※1利用希望ユーザは、弊社が発行する [REDACTED] へ同意し、弊社と※1利用契約を交わす。

②弊社は※1利用契約を交わしたユーザへ※1を利用するためのIDを発行する。

③ユーザが※1を利用する。

以下※1の利用方法について示す。

■契約イメージ図



1. 文書データアップロード

送信者にて契約締結予定の文書データ（PDF）を※1へアップロードする。

2. アクセス用URL発行

上記1の後に確認依頼メールが受信者へ送信され、受信者はそのメールに記載されているアクセス用URLへアクセスすることで送信者がアップロードした※1上の文書データ（PDF）を閲覧できる。

3. 同意

上記2にて受信者は文書データ（PDF）の内容に問題が無ければ※1上で同意（契約締結）を行う。

4. タイムスタンプ付与

上記3の同意（契約締結）が行われたと同時に時刻認証業務認定事業者（※2）が文書データ（PDF）内にタイムスタンプの付記を行う。

5. PDFダウンロード

同意（契約締結）後、以下3つの内容が記載されたPDFをダウンロードし確認することが可能になります。

- ①送信者のメールアドレス、および文書データを送信した日時
- ②受信者のメールアドレス、および文書の内容に同意した日時
- ③双方の同意後タイムスタンプを付与し、それ以降データに改ざんが無いこと

(3) 新事業活動を実施する場所

日本国内

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2019年9月1日 サービス発表・販売開始 予定

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

建設業法施行規則 第13条の2第2項

- 2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
- 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

5. 具体的な確認事項

※1での電子契約が建設業法施行規則 第13条の2第2項の技術的基準を満たしているか確認したい。

・弊社解釈

建設業法施行規則 第13条の2第2項に規定される技術的基準はガイドラインにおいて見読性の確保と原本性の確保について述べられており、弊社の解釈は以下のとおりである。

(1) 見読性の確保について

※1では、契約成立後に契約書のPDFファイルをダウンロードすることで、契約当事者は、当該PDFファイルを電磁的記録として保存及び印刷を行うことが可能であるから見読性の確保が出来ている。

(2) 原本性の確保について

※1では、公開鍵暗号方式による電子署名及び電子的な証明書の添付の手続が行われることと、時刻認証業務認定事業者のタイムスタンプを付記することにより、当該PDFファイルが改ざんされていないことを証明することが可能であるため原本性の確保が出来ている。

以上により※1は建設業法施行規則 第13条の2第2項 に規定される技術的基準を満たしていると考えている。

6. その他

※1では、電子帳簿保存法施行規則 第3条第1項で定められた電子データを保存する場合の要件を以下の通り満たしている。

(1) 真実性の確保

公開鍵暗号方式による電子署名及び電子的な証明書の添付の手続が行われることと、時刻

認証業務認定事業者（■■■■■）のタイムスタンプを付記することにより、文書データが改ざんされていないことを証明できる。

サービスサイトにてマニュアルを掲載している。

（2）可視性の確保

文書データはディスプレイおよびプリンターにて速やかに出力することが出来るため、契約内容を確認できる。

文書名、相手先、期間、金額などで文書を検索することが出来る。

また、※1では送信者が文書データ送ると、受信者のメールアドレス宛てに文書データを確認するためのユニークなURLが都度発行され、ユニークなURLは第三者がアクセスすることは困難なため、メールを受信した本人しか文書データを閲覧、確認できない仕組みになっている。また、複数名で共有しているアドレスで受信する場合は、予めアクセスコード（任意の英数字で作成した暗証番号）を設定することができ、契約者本人のみにアクセスコードを連絡することで、契約者本人以外の閲覧を防ぐことができる。

（備考）

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 「関連する事業活動」に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合にあっては、「及びこれに関連する事業活動」の文字を抹消する。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

（1）新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の目標（新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。

（2）新事業活動及びこれに関連する事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

- （1）新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
- （2）新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所を記載する。

3. 具体的な確認事項には、新事業活動等に関する法令の適用関係についての自己の見解を記載する。